

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
理事長 梶原 景博

旅客自動車運送事業運輸規則・道路運送車両の保安基準等の一部改正について（周知依頼）

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別紙官報掲載のとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則」、「道路運送車両の保安基準」、「道路運送車両法施行規則」等が一部改正されました。

その概要は下記のとおりです。

つきましては、貴協会会員事業者にも周知いただきますようお願いいたします。

記

<改正概要（国土交通省報道発表より抜粋）>

1. 「旅客自動車運送事業運輸規則」等の一部改正

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者について、営業所ごとの運行管理者の必要選任数を20両ごとに1名（100両以上分は30両ごとに1名）・最低2名とします。（現行は30両ごとに1名）
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業について、運行管理者の資格要件を試験合格者のみに限定します。（現行は一定の実務経験、講習受講による資格取得が可能）
- (3) 旅客自動車運送事業者に対して、運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の事業用自動車を運転させる場合に、特別な指導・監督の実施を義務付けます。
- (4) 夜間・長距離等の運行をする貸切バス運転者について、道路及び運行の状況や疲労の有無等を確認するための中間点呼を実施することを義務付けます。
- (5) その他、貸切バスの事業の適正な実施、国への報告等について義務付けを行います。

2. 「道路運送車両の保安基準」等の一部改正

- 大型高速バス等の補助席に対してシートベルトの設置を義務付けます。（詳細は別紙参照）

3. 「道路運送車両法施行規則」等の一部改正

- 乗車定員11人以上の自動車の使用者は、整備管理者を解任され、その日から5年を経過しない者を、整備管理者として選任することができないこととします。（現行は解任後2年）

4. 公布・施行

公布：平成28年11月15日

施行：平成28年12月1日（1.（2）～（5）、3.）、平成29年12月1日（1.（1））、公布の日（2.）

◆問い合わせ先

国土交通省 自動車局 安全政策課：櫻井（1. 関係）

電話 03-5253-8111（内線 41623） 03-5253-8566（直通） FAX 03-5253-1636

国土交通省 自動車局 技術政策課：野原（2. 関係）

電話 03-5253-8111（内線 42255） 03-5253-8591（直通） FAX 03-5253-1639

国土交通省 自動車局 旅客課：鈴木（1. ⑤関係）

電話 03-5253-8111（内線 41224） 03-5253-8568（直通） FAX 03-5253-1636

国土交通省 自動車局 整備課：川津（3. 関係）

電話 03-5253-8111（内線 42412） 03-5253-8599（直通） FAX 03-5253-1639



担当：技術安全部（山川・仁保）
電話：03-3216-4015

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(国土交通七八)

(告 示)

○工業統計調査規則第七條第二項の規定に基づき、工業調査票甲及び乙の様式を改める件(経済産業二七四)

○工業統計調査規則第四條第二項の規定に基づき、調査困難地域を定めた件(同二七五)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

(国土交通一三三四)

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(同一三三五)

○旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示(同二一三三六)

○旅客自動車運送事業運輸規則第四十七條の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項の一部を改正する件(同二一三三七)

(公 告)

諸 事 項

官 庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人大学入試センター平成二十七年事業年度財務諸表、熊本県における個人型年金加入者掛金に関する個人型年金規約第八十七條の二第二項及び第八十七條の三第二項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件、企業年金基金設立・変更関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○国土交通省令第七十八号

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二十七條第二項(同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。及び第九十四條第一項、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一條(同法第九十九條において準用する場合を含む。第五十條第一項並びに第七十五條の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二五十五号)第二條第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年十一月十五日
国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の三第一項中「できるもの」の下に「(容易に折り畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。)」を加え、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定は、第一項の表の上欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。が衝突等による衝撃を受けた場合において、同項の規定の適用を受けない座席(第二十二條第三項第一号に掲げる座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く)の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することとを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第四項」と、前項中「第一項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第三十一條の四中「から二年」の下に「(前條第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年)」を加える。

第三十三條第二項中「二年」の下に「第三十一條の三第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年)」を加える。

第三十六條第十二項中「第二十二條の三第一項、第二項若しくは第三項」を「第二十二條の三第一項、第二項(同條第四項において準用する場合を含む。若しくは第三項(同條第四項において準用する場合を含む。))」に改める。

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第三条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八條」を「第六十九條」に改める。

第二十四條第二項中「運行状況」を「運行の状況」に改め、同條第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 一般貨物旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労その他の理由により安全な運転の運行の安全を確保するための必要な指示を与えなければならない。

第三十八條第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者

第四十七條の七第一項中「に係る」を「にかかわる」に改め、同條に後段として次のように加える。

この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

二 一般貸切旅客 自動車運送事業	事業用自動車 十九両以下の運 行を管理する 営業所	旅客自動車運送事業運 行管理者資格者証	二。ただし、 を管理する事業用自動車 の運行を 四両以下であつて、地方運輸局 長が当該事業用自動車の種別 として当該事業用自動車の運行の 安全の確保に支障を生ずるおそ れがないと認める場合には、一。
事業用自動車 二十両以上九 十九両以下の運 行を管理する 営業所	旅客自動車運送事業運 行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事 業用自動車の数を二十で除して 得た数（一未満の端数があるとき は、これを切り捨てるものとする） に一を加算して得た数	
事業用自動車 百両以上の運 行を管理する 営業所	旅客自動車運送事業運 行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事 業用自動車の数から百を引いた 端数が三十で除した数（一未満の 端数があるときは、これを切り捨 てるものとする）に六を加算し て得た数	

平 成 二 十 八 年 十 一 月 十 五 日

経 済 産 業 大 臣 世 耕 弘 成

示

經濟産業大臣 世耕 弘成

16 保安基準第二十二條第三項第二号の座席（通路に設けられる補助座席に限る。）に備える座席ベルトの取付装置は、細目告示第三十條第二項及び第百八條第四項中協定規則第十四号の技術的な要件については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十一「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める方法によることができる。この場合において、同別添三十一中「22.300N（※）50mm幅座席にあっては8.900N、バス等に備える座席にあっては2.940N」とあるのは「2.940N」と、2.2.中「3.500N（※）50mm幅座席にあっては5.400N、バス等に備える座席にあっては2.940N」とあるのは「2.940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

17 保安基準第二十二條第三項第二号の座席（通路に設けられる補助座席に限る。）に備える座席ベルトは、細目告示第三十條第四項及び第百八條第六項中協定規則第十六号の技術的な要件については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十二「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

18 平成三十一年十一月十四日以前に製作された自動車又は平成三十一年十一月十四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものについては、保安基準第二十二條の三、第四項の規定並びに細目告示第三十條第六項から第九項まで、第百八條第八項から第十一項まで及び第百八十六條第八項から第十一項までの規定は適用しない。

19 保安基準第二十二條の三、第四項の座席ベルトの取付装置は、細目告示第三十條第六項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十一「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める方法によることができる。この場合において、同別添三十一中「22.300N（※）50mm幅座席にあっては8.900N、バス等に備える座席にあっては2.940N」とあるのは「2.940N」と、3.2.中「3.500N（※）50mm幅座席にあっては5.400N、バス等に備える座席にあっては2.940N」とあるのは「2.940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

20 保安基準第二十二條の三、第四項の座席ベルトは、細目告示第三十條第八項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）による改正前の別添三十二「座席ベルトの技術基準」に定める方法によることができる。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百三十六号
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第六十九條の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示を次のように定める。

平成二十八年十一月十五日
国土交通大臣 石井 啓一
旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）以下「規則」という。第六十九條の告示で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 規則第三條第二項に規定する苦情の記録
二 一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、規則第七條の二第二項に規定する運送引受書の写し
三 規則第十九條の二に規定する損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
四 規則第二十四條第五項に規定する点呼の記録

五 規則第二十五條に規定する乗務記録

六 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては規則第二十六條第一項に、同条第二項の一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）にあつては同項に、それぞれ規定する運行記録計による記録
七 規則第二十六條の二に規定する事故の記録
八 一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、規則第二十八條の二第一項の規定による運行指示書

九 規則第三十七條第一項及び第二項の乗務員台帳並びに一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては同条第四項の乗務員証
十 規則第三十八條第一項の規定による指導監督の記録並びに同条第二項の認定を受けた適性診断の実施及びその結果の記録

十一 一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、規則第四十條第三項に規定する指導監督の記録
十二 規則第四十五條第二号に規定する点検及び整備に関する記録簿
十三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六條第一項の規定による協定の書類
十四 労働基準法第八十九條の規定による就業規則
十五 労働基準法第七十條第一項の規定による労働者名簿
十六 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六條の三の規定による健康診断の結果の記録

附 則
この告示は、平成二十八年十二月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百三十七号
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七條の七第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七條の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成十八年国土交通省告示第九百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月一日から施行する。

平成二十八年十一月十五日
国土交通大臣 石井 啓一
旅客自動車運送事業運輸規則第四十七條の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等

表すべき輸送の安全にかかわる事項等
第一項中「昭和三十一年運輸省令第四十四号」の下に「以下「規則」という。」を加え、「に係る」を「にかかわる」に、「次のとおり」を「次に掲げる事項」に改める。

第二項中「安全に係る」及び「安全に関する」を「安全にかかわる」に、「次のとおり」を「次に掲げる事項（一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車運送事業者にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）に改め、同項に次の二号を加える。

七 事業用自動車の運転者、法第二十三條第一項に規定する運行管理者及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十條第一項に規定する整備管理者に係る情報
八 事業用自動車に係る情報
第二項の次に次の一項を加える。

三 規則第四十七條の七第一項の規定による報告は、一般貸切旅客自動車運送事業者が、国土交通大臣に対し、前二項各号に掲げる事項について、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。）により行うものとする。

三 規則第十九條の二に規定する損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
四 規則第二十四條第五項に規定する点呼の記録

道路運送車両の保安基準等の改正概要

- 適用範囲

- 自動車（通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席（以下「補助座席」という。）を備えるものに限る。）

- 改正概要

- これまで座席ベルトの設置義務が除外されている補助座席に座席ベルト及び座席ベルト取付装置の備付けを義務付けます。
- 補助座席の座席ベルト及び座席ベルト取付装置は以下の基準に適合しなければならないこととします。

- ①座席ベルト

- 協定規則第 16 号の技術的な要件（ベルト単体要件に限る） 又は
旧「座席ベルトの技術基準」（細目告示旧別添 32）

- ②座席ベルト取付装置

- 協定規則第 14 号の技術的な要件 又は
旧「座席ベルト取付装置の技術基準」（細目告示旧別添 31）

<座席及び座席ベルトの取付けのイメージ>



- 適用時期（予定）

車両総重量 12t 超のバス	新 型 車	平成 29 年 11 月
	継続生産車	平成 30 年 11 月
上記以外の自動車	新 型 車	平成 31 年 11 月
	継続生産車	平成 33 年 11 月

平成 28 年 11 月 15 日
自動車局安全政策課
自動車局技術政策課
自動車局旅客課
自動車局整備課

貸切バスの安心・安全な運行のため、制度改正をします

―道路運送車両の保安基準・旅客自動車運送事業運輸規則等の一部改正について―

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

そのうち、実施の目途が平成28年中とされている、運行管理者の必要選任数の引上げ、補助席へのシートベルトの設置義務付け等について、以下のとおり省令、告示を改正することとします。

1. 「旅客自動車運送事業運輸規則」等の一部改正

- ① 一般貸切旅客自動車運送事業者について、営業所ごとの運行管理者の必要選任数を、20両ごとに1名(100両以上分は30両ごとに1名)・最低2名とします。(現行は30両ごとに1名)
- ② 一般貸切旅客自動車運送事業について、運行管理者の資格要件を試験合格者のみに限定します。(現行は一定の実務経験、講習受講による資格取得が可能)
- ③ 旅客自動車運送事業者に対して、運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の事業用自動車を運転させる場合に、特別な指導・監督の実施を義務付けます。
- ④ 夜間・長距離等の運行をする貸切バス運転者について、道路及び運行の状況や疲労の有無等を確認するための中間点呼を実施することを義務付けます。
- ⑤ その他、貸切バスの事業の適正な実施、国への報告等について義務付けを行います。

2. 「道路運送車両の保安基準」等の一部改正

- 大型高速バス等の補助席に対してシートベルトの設置を義務付けます。(詳細は別紙参照)

3. 「道路運送車両法施行規則」等の一部改正

- 乗車定員11人以上の自動車の使用者は、整備管理者を解任され、その日から5年を経過しない者を、整備管理者として選任することができないこととします。(現行は解任後2年)

4. 公布・施行

公布:平成28年11月15日

施行:平成28年12月1日(1. ②～⑤、3.)、平成29年12月1日(1. ①)、公布の日(2.)

問い合わせ先

自動車局 安全政策課:櫻井(1. 関係)

電話 03-5253-8111(内線 41623) 03-5253-8566(直通) FAX 03-5253-1636

自動車局 技術政策課:野原(2. 関係)

電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8591(直通) FAX 03-5253-1639

自動車局 旅客課:鈴木(1. ⑤関係)

電話 03-5253-8111(内線 41224) 03-5253-8568(直通) FAX 03-5253-1636

自動車局 整備課:川津(3. 関係)

電話 03-5253-8111(内線 42412) 03-5253-8599(直通) FAX 03-5253-1639